

## 令和7年度精神障害者の地域生活支援に関する実態調査業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度精神障害者の地域生活支援に関する実態調査業務

### 2 実施主体

宮城県

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

### 4 業務の目的

宮城県（以下、「本県」という。）における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（以下、「にも包括」という。）を推進するためには、精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害の多様性や程度に応じた住まい及び日中活動の場の確保、相談支援体制の充実等、現行の障害福祉サービス量の需給ギャップや地域偏在の解消を図るとともに、精神障害の特性に合わせたサービス提供や医療・保健・福祉サービスの相互連携等、支援の質の向上を図る必要がある。

そのため、今後、本県における精神障害者の地域生活支援施策を検討する基礎資料として、地域生活支援の要となる県内の支援機関等が抱えている現状や課題、必要な支援等を把握する実態調査を実施するもの。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 調査対象

- ① 令和7年4月1日時点で、県内に設置されている共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設〔250か所程度〕
- ② 県内の精神科病院〔37か所〕
- ③ 県内の基幹相談支援センター〔16か所〕
- ④ 精神疾患を有する当事者〔3人程度（上記②③より紹介）〕

#### (2) 調査内容

受託者は、調査対象①～③に対してアンケート調査、④に対してヒアリング調査を行う。内容については別紙のとおり。

(3) 調査方法

調査対象	調査方法
①県内に設置されている共同生活援助及び宿泊型自立訓練施設	①又は②のいずれかの方法で実施する。 ①郵便及び電子メールによる調査 ②スマートフォン及びパソコンからアクセス可能な回答用 WEB フォームへの入力による調査
②県内の精神科病院	
③県内の基幹相談支援センター	
④精神疾患を有する当事者	インタビュー形式によるヒアリング調査

(4) アンケート調査

イ 調査票の検討及び提案

受託者は、精神障害者の地域生活支援施策の検討のために必要な調査項目について、発注者に提案し、発注者と協議の上決定する。なお、調査対象の事業所等が実施している精神障害者の地域生活支援について、独自の先駆的な取組や優れた取組等を把握するための調査項目を設けるものとする。

ロ 調査票、Web フォーム等の作成

受託者は、調査のための書類（調査依頼状、調査票、封筒及び礼状兼督促状等）及び Web フォームのレイアウト等の作成を行い、発注者と協議の上決定する。

ハ 調査票等の送付

受託者は、調査依頼、封入、発送（発信）、督促までの一連の業務を行い、調査対象への発送、調査対象からの回答に係る送料等は受託者が負担する。また、調査対象からの回答は受託者宛てとする。

受託者が指定した方法によらない方法で回答があった場合は、内容を確認した上で、調査項目について十分な回答であると確認できる場合は、指定した方法による回答と合わせて集計することができるものとする。また、調査対象から要望があった場合には、調査票等の再発送を実施するものとする。

受託者は、礼状兼督促状を回答期限の1週間前までに調査対象全てに送付し、必要に応じて回答依頼電話（フォローコール）を実施する等、下記のとおり対象者別に設けた回収率を達成できるよう対策を講じるものとする。督促状況は実施記録書を作成し、必要に応じて発注者へ報告するものとする。

調査対象	回収率
①県内に設置されている共同生活援助及び宿泊型自立訓練施設	70%程度
②県内の精神科病院	100%
③県内の基幹相談支援センター	

## ニ 調査結果の集計・分析

受託者は、単純集計(各項目の件数及び割合)、属性や項目間のクロス集計等を行い、調査結果を分析する。分析に当たっては、国や他の自治体等の精神障害者の地域生活支援に関する実態調査等の結果との比較を行い、本県の傾向を分析する。

### (5) ヒアリング調査

受託者は、精神疾患を有する当事者3名程度に対してヒアリング調査を実施する。なお、ヒアリングの対象者は精神科病院または基幹相談支援センターに紹介を依頼し、本調査の趣旨を理解し、協力が可能な候補者の中から発注者と協議の上決定する。

ヒアリング調査では、基本情報のほか精神障害者の地域生活支援に必要なと考えること等を当事者から聞き取る。調査日程や調査項目等については、回答者に過度な負担とならないよう配慮した上で、発注者に提案し、発注者と協議の上決定する。

### (6) 施策事例等の収集

受託者は、精神障害者に対して国や他自治体、民間団体等が先行して実施している施策や事業、関連調査を収集・整理し、調査項目の検討、調査結果の分析、施策提案に資する情報等を集約すること。

### (7) 独自提案

受託者は、業務の目的を達成する上で、本業務の効果等を一層向上させられると考えられる受託者独自の取組を実施するものとする。

### (8) 報告書作成

受託者は、アンケート及びヒアリング調査の結果の集計・分析結果から導きだされた本県の精神障害者の地域生活の実態及び支援に関する課題を整理し、その課題を解決するために必要な支援施策を示した報告書を作成する。支援施策は3つ以上提示するものとし、ハード面とソフト面の両方の視点で検討すること。

報告書は、分析項目や特徴的な内容について、視覚的に分かりやすい表現と平易なコメントを活用することとし、掲載する図表については、データごとの適切な表現を意識し、ビジュアル性と機能性を両立したデザインを使用すること。

なお、報告書の提出の前に、調査結果の速報値をまとめたものを令和7年9月30日(火)までに提出すること。

### (9) 業務実施計画の作成

受託者は、契約締結後、速やかに次の事項を発注者に提出するとともに、発注者と協議の上、本業務を実施するものとする。

イ 業務実施計画(業務の実施方法・スケジュールを明らかにするもの。様式任意。)

ロ 業務従事者(業務責任者、スタッフの氏名と業務分担を明らかにするもの。様式任

意。)

(10) 打ち合わせ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が記録を作成するものとする。

## 6 成果品

受託者が、提出する成果品及び納期は、次のとおりとする。納入先は、宮城県保健福祉部精神保健推進室とする。

(1) 令和7年度精神障害者の地域生活支援に関する実態調査業務報告書

形状 PDF等のデータ

納期 令和7年10月31日(金)

(2) その他、発注者が必要とするもの

## 7 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用(二次利用等)

本業務による成果物の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者(再委託により受託した者を含む。以下同じ。)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

## 8 その他

受託者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書等に定めのない事項が生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとする。